



鳥取県公報

平成 22 年 8 月 6 日 (金)
第 8 2 1 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (476・477) (経済通商総室) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (478) (〃) 4
	技能検定試験のうち実技試験の手数料の額の一部改正 (479) (雇用人材総室) 4
	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域等の 指定の解除 (480) (畜産課) 5
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (481) (東部総合事務所福祉保健局) 6
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (482) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	指定居宅サービス事業者の指定 (483) (〃) 6
	指定介護予防サービス事業者の指定 (484) (〃) 7
	森林病虫害の駆除命令 (485) (西部総合事務所農林局) 7
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (486) (〃) 8
◇ 正 誤	平成21年12月25日付鳥取県公報号外第137号中訂正 9

告 示

鳥取県告示第476号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミモザ鳥取店

鳥取市千代水二丁目73

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 株式会社エディオンWEST 広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18 代表取締役社長 久保
允誉

変更後 株式会社エディオンWEST 広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18 代表取締役社長 友則
和寿

3 変更年月日

平成22年4月1日

4 変更する理由

人事異動による代表者の変更のため

5 届出年月日

平成22年7月20日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

7 縦覧に供する期間

平成22年8月6日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部経済戦略課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第477号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第5号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミモザ鳥取店
鳥取市千代水二丁目73
- 2 変更する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 6の書類に記載のとおり
収容台数 108台
変更後 位置 6の書類に記載のとおり
収容台数 87台
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後7時（ただし、年間120日に限り午後8時、年間20日に限り午後9時）
変更後 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時（ただし、年間45日に限り午後9時）
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前10時から午後7時まで（ただし、年間120日に限り午後8時まで、年間20日に限り午後9時まで）
変更後 午前9時30分から午後8時30分まで（ただし、年間45日に限り午後9時30分まで）
- 3 変更年月日
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
平成23年3月1日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯
平成22年8月1日
- 4 変更する理由
お客様の利便性のため、営業時間を変更し、及び1台当たりの駐車スペースを広げる。
- 5 届出年月日
平成22年7月20日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成22年8月6日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済通商総室
鳥取市立川町六丁目176
鳥取県東部総合事務所県民局
鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光課経済戦略課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第478号

平成22年鳥取県告示第132号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したミモザ鳥取店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
鳥取市
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 縦覧に供する期間
平成22年8月6日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済通商総室
鳥取市立川町六丁目176
鳥取県東部総合事務所県民局
鳥取市尚徳町116
鳥取市経済観光課経済戦略課

鳥取県告示第479号

平成22年鳥取県告示第190号（技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について）の一部を次のように改正し、平成22年8月6日から施行する。

平成22年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前				
<p><u>1</u> 技能検定試験の特級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検定職種</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全職種</td> <td style="text-align: center;">15,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2</u> 技能検定試験の<u>1級</u>、<u>2級</u>、<u>3級</u>、<u>単一等級</u>、<u>基礎1級</u>及び<u>基礎2級</u>の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 40px;">略</div> <p><u>3</u> <u>2</u>に関わらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち<u>2級</u>及び<u>3級</u>に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 40px;">略</div>	検定職種	金額	全職種	15,700円	<p><u>1</u> 技能検定試験の<u>特級</u>、<u>1級</u>、<u>2級</u>、<u>3級</u>、<u>単一等級</u>、<u>基礎1級</u>及び<u>基礎2級</u>の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 40px;">略</div> <p><u>2</u> <u>1</u>に関わらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち<u>2級</u>及び<u>3級</u>に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 40px;">略</div>
検定職種	金額				
全職種	15,700円				

鳥取県告示第480号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定による移入の禁止に係る県外の区域等の指定を次のとおり解除し、適用するので、同規則第6条第3項の規定により告示する。

平成22年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定を解除する県外の区域及び家畜等

1 平成22年7月16日から適用する区域等

(1) 平成22年鳥取県告示第280号(家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について)で指定した県外の区域(1の(2)、(7)及び(8)に掲げる区域に限る。)及び家畜等

(2) 平成22年鳥取県告示第320号(家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について)で指定した県外の区域(1の(6)に掲げる区域に限る。)及び家畜等

(3) 平成22年鳥取県告示第387号(家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について)で指定した県外の区域(1の(5)及び(7)に掲げる区域に限る。)及び家畜等

(4) 平成22年鳥取県告示第418号(家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について)で指定した県外の区域(1の(6)に掲げる区域に限る。)及び家畜等

2 平成22年7月18日から適用する区域等

平成22年鳥取県告示第280号(家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について)で指定した県外の区域(1の(6)に掲げる区域に限る。)及び家畜等

3 平成22年7月27日から適用する区域等

(1) 平成22年鳥取県告示第280号(家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について)で指定した県外の区域(1の(1)及び(3)から(5)までに掲げる区域に

- 限る。)及び家畜等
- (2) 平成22年鳥取県告示第320号(家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について)で指定した県外の区域(1の(2)、(4)及び(5)に掲げる区域に限る。)及び家畜等
- (3) 平成22年鳥取県告示第387号(家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について)で指定した県外の区域(1の(1)から(4)までに掲げる区域に限る。)及び家畜等
- (4) 平成22年鳥取県告示第418号(家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について)で指定した県外の区域(1の(1)、(3)、(4)及び(7)に掲げる区域に限る。)及び家畜等

鳥取県告示第481号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年8月6日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人フリーダム	鳥取市田島462-2	幸町フリーダム作業所	鳥取市幸町148	就労継続支援B型	平成22年8月1日

鳥取県告示第482号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年8月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人いんくるサポート	西伯郡伯耆町福岡2100-1	いんくる広場	西伯郡伯耆町福岡2100-1	共同生活援助	平成22年8月1日

鳥取県告示第483号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年8月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社笑和	デイサービス笑家	米子市彦名町4500-73	平成22年8月1日	通所介護
合同会社デイサービスめぐみ	デイサービスめぐみ	米子市目久美町38-6	〃	〃
株式会社吉豊開発	株式会社吉豊開発	米子市末広町212	平成22年8月2日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

鳥取県告示第484号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年8月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社笑和	デイサービス笑家	米子市彦名町4500-73	平成22年8月1日	介護予防通所介護
合同会社デイサービスめぐみ	デイサービスめぐみ	米子市目久美町38-6	〃	〃
株式会社吉豊開発	株式会社吉豊開発	米子市末広町212	平成22年8月2日	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

鳥取県告示第485号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年8月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市及び西伯郡大山町、南部町及び伯耆町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成22年9月1日から同年11月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第486号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年8月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市及び境港市並びに西伯郡日吉津村、大山町及び伯耆町の各一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成22年9月1日から平成23年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却(炭化を含む。)を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

正 誤

平成21年12月25日付鳥取県公報号外第137号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
1	下から 1	(90)	(91)
4	5	鳥取県規則第90号	鳥取県規則第91号